

健 健 発 0930 第 1 号  
雇 児 母 発 0930 第 4 号  
平 成 28 年 9 月 30 日

(別紙宛先) 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 健 康 課 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 母 子 保 健 課 長  
( 公 印 省 略 )

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び  
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

平素から、予防接種行政及び母子保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）が施行されることにより、B 型肝炎が定期の予防接種の対象疾病となります。

これを踏まえ、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）に規定する母子健康手帳の様式の一部について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 155 号）により改正するとともに、当該様式において所要の改正を行い、同日から適用することとしており、その改正内容及び母子健康手帳の記載事項の取扱いについて、別紙のとおり、都道府県、保健所設置市及び特別区衛生・母子保健主管部（局）長宛て通知しました。

つきましては、貴職におかれましても、当該内容及び取扱いについて、貴会会員への周知を図るとともに、今後の円滑な予防接種の実施に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

公益社団法人日本医師会会長  
公益社団法人日本産婦人科医会会長  
公益社団法人日本産科婦人科学会理事長  
公益社団法人日本小児保健協会会長  
公益社団法人日本小児科学会会長  
一般社団法人日本小児科医会会長  
公益社団法人日本歯科医師会会長  
公益社団法人日本看護協会会長  
公益社団法人日本助産師会会長  
公益社団法人日本栄養士会会長  
公益社団法人日本薬剤師会会長

健健発 0930 第 1 号  
雇児母発 0930 第 4 号  
平成 28 年 9 月 30 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 }

衛生・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び  
母子健康手帳の記載事項の取扱い等について

平素より、予防接種行政及び母子保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日に予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）が施行されることにより、B 型肝炎が定期の予防接種の対象疾病となります。

これを踏まえ、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）に規定する母子健康手帳の様式の一部について、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 155 号）により改正するとともに、当該様式において所要の改正を行い、同日から適用することにしており、その改正の概要等は下記のとおりです。

貴職におかれては、下記第一の内容について御了知の上、貴管内市町村への周知を図るとともに、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

また、既に交付している母子健康手帳の取扱い等について、下記第二に記載していますので、併せて御留意いただき、円滑な予防接種の実施に特段の御配慮をお願いいたします。

なお、母子健康手帳の任意記載事項様式の取扱いについては、別途通知でお示しします。

## 記

### 第一 母子保健法施行規則の一部改正について

#### 1 改正の趣旨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 241 号）の施行により、本年 10 月 1 日から B 型肝炎に係る予防接種が定期接種の対象となること。これを踏まえ、母子保健法施行規則に規定する母子健康手帳の様式について 2（1）の改正を行うとともに、2（2）及び（3）のとおり所要の改正を行うこと。

#### 2 改正の内容

- （1） 母子保健法施行規則様式第 3 号中、B 型肝炎に係る予防接種の記録欄を追加するとともに、1 歳 6 か月児健診、3 歳児健診及び 6 歳児健診の結果を記載するページにおける予防接種の記録欄に、B 型肝炎に係る予防接種を追加すること。
- （2） 新生児聴覚検査の記録欄について、より詳細な検査結果を記載できるよう改正すること。
- （3） 1 歳 6 か月の頃の保護者の記録欄の文言を適正化すること。

#### 3 施行期日等

- （1） 平成 28 年 10 月 1 日から施行すること。
- （2） 母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行の際、現にある、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

### 第二 既に交付している母子健康手帳の取扱い等

#### 1 既に交付している母子健康手帳の取扱い

- （1） 既に交付している母子健康手帳及び平成 28 年 10 月 1 日時点で現にある用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。
- （2） その際には、任意様式の B 型肝炎に係る予防接種の記録欄に記録するなど、分かりやすい接種の記録が行われるよう情報提供に努めること。また、この場合であっても、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に証明すべき事項を記載すること。

#### 2 妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供

1 の内容と併せ、B 型肝炎に係る予防接種の定期接種化について、衛生主管部局と母子保健主管部局とで連携しながら、母子健康手帳の交付の機会等を利用し、既に母子健康手帳を交付した方を含む妊産婦や乳幼児のいる家庭等に対する情報提供に努めること。

○厚生労働省令第五百五十五号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 塩崎 恭久

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改める。

様式第三百十七号を次のように改める。

検査の記録

検査項目	検査年月日	備	考
先天性代謝異常検査	年 月 日		
新生児聴覚検査 (自動 ABR・OAE)	年 月 日		(パス・リフナー)
リフナー(要再検査)の場合	年 月 日		左

※検査結果を記録する場合は、保護者に説明し同意を得ること。

予 備 欄

乳 児

様式第三百三十ページ中「医師」を「眼科医」に改める。  
 様式第三百三十一ページ、三十五ページ及び四十一ページ中「小児肺炎球菌 B 型肝炎」に改める。  
 様式第三百三十五ページ及び三十七ページを次のように改める。

予防接種の記録 (1)  
 Immunization Record

感染症から子ども(自分の子どもはもちろん、周りの子どもたちも)を守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。子どもたちの健康を守るために予防接種の効果と副反応をよく理解し、子どもに予防接種を受けさせましょう。

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年/月/日)			メーカー/ロット Manufacturer/ Lot No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
	1回	2回	3回			
インフルエンザ亜型 (H1N1) Haemophilus type b	1回					
	2回					
	3回					
	追加					
小児肺炎球菌 Streptococcus pneumoniae	1回					
	2回					
	3回					
	追加					
B型肝炎 Viral Hepatitis Type B	1回					
	2回					
	3回					

予 防 接 種

●その他

予防接種の記録(2)

ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ Diphtheria・Pertussis・Tetanus・Polio					
時期	ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
	1回				
第1期初回		2回			
第1期追加		3回			
第1期追加					

B C G					
接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks		

予防接種

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
	麻しん 風しん			
	第1期			
	第2期			

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
	水痘 Varicella			
	1回			
	2回			

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。